

避難所施設使用に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人北海道療育園（以下「乙」という。）は、大規模な災害時において、乙の所有する「福祉村地域交流ホーム y o u」（以下「交流ホーム」という。）を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の所有する交流ホームを避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所としての周知）

第2条 甲は、交流ホームを避難所として指定し、地域住民に周知するものとする。

（使用施設の範囲）

第3条 乙は、交流ホームについて、災害時において利用できる部分をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（様式第1号）を甲に提出する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、交流ホームを避難所として開設し、又は閉鎖する場合は、事前にその旨を避難所（開設・閉鎖）通知書（様式第2号）で、乙に対して通知するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、事後速やかに文書により知らせるものとする。

（施設の維持管理）

第5条 交流ホームの施設の維持管理は乙が行い、避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設した場合において、甲若しくは避難者が乙の施設を損傷したとき

は、甲の責任においてこれを処理するものとする。

(費用負担)

第7条 交流ホームの施設使用料は無償とし、避難所運営に係る光熱水費は甲の負担とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、使用開始日から14日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所使用許可期間延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年 2月 5日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



乙 旭川市春光台

社会福祉法人 北海道療育園

理事長 江口 武

